

オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年—一八六三年(三・完)

横山伊徳 訳

一八六二年三月報告(外務省三一四八号所収)

先月の報告において私は、横浜のローマ教会を訪れた何人かの日本人が、それを理由に日本の官憲に捕らえられたことを述べた。これらの人びとはとにかく再び全員自由の身になったものの、同時に、彼らのために仲介を申し出たフランス公使は、幕府から次の通告を受け取った。すなわち、こうしたことは今後厳しく罰せられるはずである、と。さらに、同公使は、フランス人神父が日本人にキリスト教の教えや説明を授けることのないよう求められた。

この要請に従う義務があると公使はまったく思っていないが、しかし、同人は横浜の二人のフランス人神父に、この件では注意を払うよう勧告した。そして私は、別の側面からすると、幕府の民衆への影響力は十分大きく、この警告後、より多くの自国民が外国の宗教へ関心をあえて外見上も示すことのないよう抑えつけるものとなっている、と思う。

日本の老中安藤対馬守について、同人は徐々に回復しているという知らせが引き続き届いている。私はそして三月一六日に老中首座久世大和守一人から接遇を受けた。そのため、私はその前日王有蒸気艦で江戸に向かった。私はデンマークとの条約締結についてその場で再び話題にしたが、新条約締結によって民衆の間での新たな不安が生まれることが危惧されているという以外の回答は得ることはできなかった。

その後私は大君に謁見することが許されるようにという要望を伝えていたが、今度職務上の理由で出島に呼び戻されたので、私が再び江戸に参府することになっている来る六月に謁見を執り行うことが決められた。更にいくつかの地域的な案件が取り上げられ、特に、運上所の役人が日本人商人に出した銅板販売の禁令によって大工の *ワシ* が被った、船の修理用の銅板入手のいざこざに決着が着いた。

その最後に私はもう一度、船長 *De Vos & Decker* の殺人事件を取り上げた。この件については、(特に……) *YH* 一八六二年四月三日付第二七八〇号公文で次のように述べた。すなわち、幕府が彼らの未亡人に一人当たり七〇〇ドルを支給することを決めたという知らせを受けた四日後、私は、蒸気機関を完備した軍艦をオランダで幕府の費用により建造してくれるよう要望された、と。

同時に、六人から八人の若者をオランダへ派遣し、暫くのあいだ造船学を実践的に学ばせるといふ知らせがあった。そのために、*Damen* 行きオランダ船便で渡航できる直近のものを利用したいのである。

幕府はさらに、イギリス公使館への最近の襲撃で負傷した人々の補償の請求を通じて、他の国々とも良好な関係のうえに立つことを示す覚悟である。ただし、要求された二〇〇〇〇ドルではないが総計で一〇〇〇〇ドルを補償として支払う処理を認め、また、イギリス政府の名におい

て、公使館防衛に際して名をあげた日本人歩哨への勲章授与を認めると
いう条件付きである。

また、一八五九年フランス横浜領事館の中国人使用人殺害事件と、一
八六〇年同国公使館国旗守衛傷害事件に関して、同国公使は私に、幕府
から二つの事件に関して合わせて二五〇〇ドルを、負傷者と死者の関係
者への見舞いとして受けとるという約束を了解したことを知らせた。

開港について同公使は何も語らず、私は自分の側からその話をする機
会がなかった。その二日前にイギリス公使との会談においてこのことが
話し合われた後だったが、これに関する結論は何にも至らなかった。こ
れは、私が一八六二年四月三日付第二六／七九号公文で知らせた通りで
ある。

その他の点で、この案件では進展はなく、ヨーロッパにおいて日本の
使節とこの主題についてなされる議論に関する連絡が来ないうちは、何
か決定がなされることも多分ありえないであろう。翌日、私はアメリカ
弁理公使とこの状況について会談を持った。彼は私に、自分はそもそも
一八五八年に条約を締結した際に、一八六八年にこれらの地を開港する
という日本側の考えに対して、これを認めるつもりでいた、しかし、こ
の延期が長すぎるとイギリス側から判断され、そして、もっと短期の期
間が規定されるであろう、という不安によりそうしたことは行われな
かった、自分は、もしここで幕府の誠意を信じるとすれば、すべての港
に対する望まれた延期を認めるのがとても望ましいと考えるが、この点
についての自分の特別の考えを今述べることによって、自分の後継者の
対応策を妨げるつもりはない、と声明した。彼は(私に……YH)、ポル
トガルは既に求められた延期を受け入れた、ロシアの側からもそれは喜
んで受け入れられるであろうと信ずる理由がある、と言質を与えた。私
が彼に、日本の港において保税倉庫を持つことが望ましいと語ったとこ

ろ、彼は私に、幕府と既に以前このことについて会談し、自分の後継者
にこの点についても強く勧めるつもりである、と言った。最後に彼は私
に、二人の技術者がアメリカから幕府の費用で呼ばれ、箱館に派遣され
同地で鉱山を調査すると知らせた。

三月十八日に私は横浜に戻り、四日後王有蒸氣艦Vice Admiral
Koopman号に搭乗して出島に戻ることにした。そして四月三日に同地
に到着した。同時に本艦の司令官は、賜暇により帰国するイギリス公使
と、有名な通詞森山多吉郎と同行する役人の淵辺徳蔵を伴うこと
とを許した。淵辺は、書類の運び役として森山と一緒にイギリスへ旅行
するものである。

航海の間に私は、幕府において尊敬と信頼を得ている森山から、最近日
本で起こっているいくつかの出来事について若干の情報を得ようとした。
確かに同人は多くの案件を評論することを恐れていたが、犯された大老の
暗殺や帝の大君へのより一層の接近に関して次のような解説を行った。

先の大君がその後継者を残すことなく死去したとき、大老井伊掃部頭
は、大君一族に存するそのための法に基づき、直ちに、紀州、尾張そし
て水戸の御三家から新しい大君を選ぶ権力を手に入れた。彼自身は、外
国人に対して敵愾心を強く懐いていたし、もっと長く権力を掌中にする
ために、何人かの老中に助けられて、最も適任な人物、すなわち一般的
には水戸侯の長男がそうだと考えられたのだが、ではなく、紀州侯の息
子、彼は当時まだ十四才にもならなかった、を選んだ。野心を挫かれた
水戸侯はそこで攘夷をスローガンとして採用し、若干の外国人殺害によ
り、大老の政権に西洋諸国との混乱をもたらそうとした。一方水戸侯は
最終的に、その信頼する何人かの従者に大老を殺させた。帝にとっては、
これらのさまざまな外国人殺害は、祖国愛と古くからの国法への帰依と
いう意味合いを自らそこに見出す以上は、とても喜ばしいことであった。

しかし外国人との騷擾あるいは万一の場合戦争を惹起するのはよくないと納得すると、彼はこの暴力行為を否認し、大君との接近により、外国諸国と安定した良好な関係を推進するというその願いを明らかにした。

私は森山のこの説明を依拠できると信じており、それらによって視点がまったく新しく示されるのではないとしても、私はやはりそれらを述べる価値があると考えた。なぜなら、それらはこれらの出来事についてその時々々に伝えて来た私の洞察の確認として意味があるからである。

私が到着した同じ日に、オールコック氏と上記の二人の日本人は、上海行きイギリス軍艦で出発し、四月七日にこの地を離れた蒸気郵船で更にイギリスへ向かうことになった。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年四月月例報告（外務省文書三二四三号所収）

今四月三日私が出島に帰還した後は、江戸や横浜からこの月には何の知らせも無かった。連絡のための船便が稀なので、長崎の商人たちも、陸路による定期郵便事業の創設に合意すると決定した。即ち、月に二度十日をかけて知らせをもたらすというものである。

横浜では、しかしこのやり方は行われず、同地から（日本の……）(YH) 御用飛脚でもたらされる手紙は、長崎に着くのに十三日必要である。この案件に対する総督府の金銭的支援を得るために、私のところへ話をもってこられたが、私はこれには同意しなかった。というのは、こうした関係をもつことが重要だと考える商人たちが、一便あたり約三五ドルかかる費用を自ら負担すべきであると、私は考えるからである。

長崎では最近特に中国市場向けの品目の上海への輸出によって、貿易がとて活発になってきた。例えば、石炭や木炭、製材された木材、魚海藻である。中国との通商関係を結ぶという幕府の意図について、私は

かつて述べたが、それはまだ何の成果もない。まず一艘のオランダ船が備船され、日本の役人の使節団を上海へ連れていく筈で、その間に石炭や木炭の積荷を一時的に同地へ送付したが、後に、使節団の派遣についてはつきりした知らせは江戸から到来せず、この船舶の借用は取り消された。しかし現在、この考えは新たに再開されたようである。既に幕府の費用でイギリス（商……）(YH) 船が購入されたが、この目的のためのものであるといわれている。

ヨーロッパ向けの輸出貿易には、長崎では現在まで主として、蠟と樟脳がもたらされていたが、最近になって徐々に生糸と茶が同地市場に登場し始めている。そして茶については、今年の最初の三ヶ月ほどに相当量が輸出された。

輸入貿易は沈滞した状況にあり、二隻が直接オランダから当地にやってきて再び在庫が増加したが、その中ではリンネル類だけはかなりの売上を見出している。

当地では外国商人にとって、輸出に際して日本人商人と結んだ合意が実際有効となるためには、日本の法体系に多くを頼ることができない、そしてそれ故彼らを信用することがほとんどできない、という大きな障碍がある。合意が遵守されないとの苦情に基づき、日本当局によって案件は調査されることになるが、この調査の実施についても、また、不履行者に義務を遵守するよう働きかけるべき手段についても、何も知ることは出来ない。しばしば長い時間の経過した後に、苦情には根拠があるかと判ったとしても、しかし、不履行者は他の約束した義務を果す状況にもなく、自分の商品の売上金からその一部が苦情申立人に支払われるだろうという状況についての通知を大抵伴って来るだけである。司法手続のこの不明瞭さは、それ自体、その正常に働いているものへの不信を生み出すものであり、既に幕府に対して、これについての意見表明が繰り返

返しなされた。しかし現在まで何の成果もない。

ただ長崎奉行は、信用を付与するのに十分な資産があると考えられる商人の一覧を領事たちに送付することで、ここから生じる困難にいくらかでも対応しようとした。一方で奉行は、さらに望ましい手段として、日本人商人の固定資産は合意の上で担保として連結されること、また、領事のところで作られた契約に関しては、商人たちによって町年寄に知らされるべきことを勧告した。

このことはたしかに良い方法であろうが、司法手続や、判決の実行手段に関する不明瞭さが、外国人商人たちにとり、この点では余り保証とはならないだろう。他方、取引上の合意を共に結ぶにふさわしい一定数の商人の登録は、幕府の商業への介入と制限の過剰さを感じさせ、そうした方向を目指す気がしない。

私の不在中に書記官が受領し、当地のオランダ貿易会社の代理人 [Baudin] に引き渡された最後の商品は、幕府がオランダへの負債の支払に際して供給されたものであり、その負債は現在完全に清算されたと考えるべきである。現金は、先になされた支払のちもなお国庫に計上していたもので、同じくすべて同代理人に送金のために引き渡された。これについては、物産民生倉庫長に本年三月一〇日付第七五号公文において知らせたところである。

Vos van Deker の未亡人への幕府の見舞いは、先月月例報告において叙述したところであり、現在受領され、(総督宛……YH) 本年四月一〇日付公文第八二号により為替にして送金されたところである。

最後に、長崎奉行はオランダから一人の医師を招聘するようにと命じた。月給四〇〇ドルで、政府医官 Pompe van Meerdervoort の来たるべき出国の後、長崎の病院の指揮をとることになる。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年五月月例報告 (外務省文書二四二六号所収)

江戸から受け取った知らせは、四大名が大君の命に対して企て、先月初めそのうちの一人の大名が暴露して、かくて早々に挫折した隠謀に関して述べているものである。長崎でも、外国掛老中で首座の久世大和守が殺されたという噂が流れた。しかし、これについては何も確認されず、対外的に明らかにされたことを除いて、日本人どうしの間で起こったことがよく判る手段を我々はほとんど持っていない。すなわち、これらの噂には、その披まり自体とは別の重みがありえ、それ故そうした出来事の、多くの人々が想定する可能性を含んでいる。

より確実に私が述べようるのは、幕府が小笠原諸島 (日本のモンシマ) に、その状態を調べるため役人を派遣したということである。同諸島は日本に帰属していると日本人は考えている。一艘の蒸気船がまず同地へ派遣され、その後食料の不足を補うには時間がかかることが理解されたので、二艘の帆船が立て続けに派遣された。最後に、四月になって、最初に出発した船からの情報を入手し、さらに食料をもたらすために蒸気船が派遣された。このことは、まさに、この諸島に日本の権利を保持するという目的をもっていることを示しているようである。確かにどの国にも、まだこの権利を保持する十分な根拠はないであろう。しかしながら、残留した船員たちであるアメリカ人やイギリス人が少しばかり定住して、捕鯨者に多少の食料を供給しているの、日本の他の場所では有効である立入禁止の規則は、同諸島では受け入れられないであろうし、幕府が自らそのため実際に努力するとも思われない。

横浜から領事が私に知らせるところでは、次のようである。すなわち、オランダ人はイギリス人と同じく、要請書のかたちをとり、同地で兵庫の開港について本国政府を督促した。その他は万事静謐で、輸入でも輸出でも再び活発さが戻りはじめた。船便は、しかしながら、長崎よりも

少ない。長崎からは上海向けのかんりの船便があり、今年の最初の三ヶ月に同港は三八艘が寄港し、そのうち十一艘がアメリカ船籍、十六艘がイギリス船籍、四艘がフランス船籍で、オランダ船籍は七艘であった。一方、同時期に横浜では、十六艘が寄港し、そのうち四艘がアメリカ船籍、九艘がイギリス船籍、三艘がオランダ船籍であった。

新しい商会はHartmansとBesierのもので、出島で立ち上った。一方で横浜のConingh, Carst & Lels商会が代理人Sieburg氏を配置した。前者は住居を購入し、総督府所轄倉庫の一つが一時的に利用に供された。そして後者には住居と倉庫の建築のために土地が割り当てられた。

また、Wachels氏は現在住居用の土地を入手し既に定住している。更に倉庫の用地を必要としている人びとに総督府所轄倉庫を売却する権限を私が得たならば、後来の人びとがさらに二つほどの住居と倉庫を建設するのに十分な土地が残っている。

オランダ政府への残債の清算が完全に行われた後で、今月になって幕府は、オランダ海軍第二次分遣隊に賞与を授け、これは幕府によって産物として支払われた。

その売却による収入は、総額に一致しておらず、授けられたテール銀額での賞与は、オランダ貨幣の古い価値でのテール勘定に従ってその総額を示したもので、私はこれについてはこれ以上の言及はできないと考え、贈られたままの形でこの贈り物を受け取り、一八六二年五月一日付第四二／一三八号公文でその収入を送付した。

既に何回も話題になった上海への派遣団は最終的に、当地のオランダ貿易会社代理人の事務員を、情報を得るために数日間の内に同伴させたうえで、そのため数ヶ月前に幕府によって購入された船で航海することとなる。また、バタヴィアへ貿易関係を構築するために派遣することが決められた。以上のことは、私は一八六二年五月一七日付公文で述べ

たところである。もし、自ら貿易経営のために外国と直接的な関係を結ぶことがもしかしてやがて日本人に許されることになれば、幕府のこの歩みは将来にとって重要なことになりえよう。しかし、現在のところ、貿易活動全体に長期的な管理をすると幕府が望んでいる証だけを私は見ている。そして私はこの観点から、これらのいくつかの航海を通じて、彼らがそうしたものに精通することが、当地の貿易により多くの、あるいはより自由なものをもたらすよう影響を与えようとは考えていない。

最後に、一八六二年二月二六日付五〇四号総督府第一官房公文で与えられた、箱館に領事を任命するための情報入手に関する命令を履行できるように、私は王有蒸気艦Vice Admiral Koopman号で今月二五日に出発する江戸への航海に際して、同地を短期間訪問し、私の観察をより委しく報告するものである。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年六月日本情勢報告(外務省文書三一四三号文書所収)

王有蒸気艦Vice Admiral Koopman号での七日間の航海を経て、私は六月一日に箱館に到着した。同地はロシア軍艦一艘以外には、アメリカ船籍の商船だけが碇を卸していた。ほとんどすべてが漁業のための和船百艘余りであったが、同業は蝦夷島全体の産業と貿易の主要な資源となつている。場所それ自体はあまり大したところではなく、ほとんど全く貿易活動の徴候を見出すことは出来ない。オランダ全権委員は、一八六〇年九月二五日付第三一〇号報告で三十五人の外国人が居留していると知らせているが、ロシアとイギリスの領事を除くと、現在は六人の外国人が居留するだけで、うち一人が宿舍の類を探している。残りの五人は、アメリカ領事Rice、上海Dutch商会代理人Porter、上海Jinday商会代理人Dence、長崎Walsch商会代理人Stevenson、自口資金で自前の貿

易を営んでいるWhiteであり、同人はこの港に出入りして寄港するロシア軍艦への供給人として、生活の糧を見出している。この人数の少なさ故に、幕府は、彼らが箱館のあちこちの日本人住区の中に、家を建てさせることを許しているように思われた。一方で、彼らは外国人居留地に割り当てられた場所に倉庫だけを建設した。イギリス領事館のために、幕府は費用の一〇%の支払を受けて、ロシア領事館の隣に建物を建てた。一方アメリカ領事は（日本の……YH）寺院に滞在を続けている。ロシア領事館は、自国の費用で建てられたかなり立派な建物であり、書記官と医師のために特別の住まいを併設し、医師は十二人の日本人学生に医学を教授している。公使館付の牧師も、何人かの日本人にロシア語を教えている。一方若いロシア人が日本語を練習するためにやってきた。ロシア海軍のための病院建設に多くの人が携わっている。そしてロシア人医師の発案で、幕府もまた病院を造らせた。しかし、日本人医師の完全な指揮下で開業されており、そこで何人かの日本人患者が治療を受けていた。

ほんの数日前、私が既に知らせていた二人のアメリカ人技師が到着した。他の金属を産する既に知られた鉱山の上手く行かない開発を改善することより、金山の存在に関して主に調査を行う命令を帯びていた。あまり多くない島の人口は、海岸沿いのみ分布していて、一方で内陸部は人が住んで居らず、深い森によって人が立ち入れない。開発された金属の値が高いことにより、必要な人数の労働者と管理人を意識的にそこへ送り込むことに懸かる多額の費用を賄わざるをえないことになっていく。箱館から約七時間のところにある鉛鉱山に、幕府は、それが生み出す売上げ以上の費用をかけており、そこからあまり遠くない火山から硫黄を収集しようという努力は、労働者に懸かる多額の費用のために、完全に放棄された。私はこの鉛鉱山を訪問した。そこでは一〇〇人の男と

八〇人の女が、採掘と碎石、洗鉱に従事しているのを見た。更にそこには、管理のために様々な役人がおり、荷馬以外運搬の手段はないことを付け加えることができる。それ故、平均的な一日の産出量は、私に示されたところでは、六〇斤であり、非常に高くついているので、当地において売りに出される価格よりもっと安い値段で鉛が輸入できることになる。私はそれ故、蝦夷地は鉱物資源に富んでいるが、同時に、開発を支援しうるために、民衆の状況や開発のやり方は大いに改革しなければならぬ、と考えている。

本州と九州では土地が豊かに耕されていたのを見たあとでは、当地で原野に耕作の跡をほとんど見かけなかったことは、私にとつて特別の驚きであった。箱館のごく近辺では、少しばかりの菜園と小さな農園があったが、そこからさきは、単調な平原が広大に展開した。平原をぬけて道路が鉛鉱山につながっていた。箱館からその山の麓まで四時間懸かった。そこはすべてが自然のままであった。若干の水田と菜種が植えられている土地だけを、平原のあちこちの小さな集落に認めることができた。

そしてフランス人宣教師Mernet de Cadon院長、彼は当地に居留し、本来の現地人であるアイヌの居住地まで訪問しており、私に次のように確言した。島は全体に同じ光景であり、海岸だけに人が住んでいる、一方で内陸はまったく人は住んで居らず、行き来もできない、ただジャガイモだけが、幕府自身によってその領地に大量に植えられたが、しかし現在のところ、同地から中国向けの大量販売の期待は実現していない、劣質の蒸留酒を蒸留することによってジャガイモ栽培を成功させようという試みは空しく終わり、この栽培物を再び搬送することが始まった、と。

土地の産物は、ここでは、貿易用ではなくむしろ人びとの生活の必需品である。米や雑多な豆類が多くは兵庫や大坂から、魚や海藻との交換で運ばれてくる。これら水産物は当地では豊富であり、若干の毛皮と合

わけて貿易の基盤を構成し、当地から中国にのみ大量に送り出されている。

当地から輸出された生糸は本州北部からのもので、そこから若干の輸出品も売却されてきて、市場にもたらされている。

木材も過剰である。最初は何千人もの難民用の住居建設のために大量に上海に輸出された。この難民は、太平天国の乱により散り散りになり上海へやってきたのである。しかしながら現在は、大部分は長崎から輸出されている。

イリコとアワビ（なまことある種のコバンザメの吸盤ないしは一種のカレイ）以外にも、あらゆる種類の驚くべき量の魚が干されたり、塩漬けにされたりしている。一方で小魚（イワシ、sardine）から油が採れる。それは機械用に高品質のものであることが判った。数百の船がこれらの漁獲や海藻の集荷に従事し、すべてを箱館に運んできていた。そこでは三人の大きな日本人商人が、幕府にしかるべき割合でお金を支払って、すべてを買占め、一部は自ら大坂に送っているし、また一部は中国市場向けに外国人に販売している、と言われている。

幕府がこのやり方でこの産業部門から、また、鉱山から生み出される少しばかりの利益から、若干の課税で吸い上げていることは、かなりたしかである。アイヌだけが魚や毛皮を貢納している一方で、こうしたものは、きつと歳入の主な部分を占めるであろうし、これによって、島の支配の費用が補填されているにちがいない。

箱館の幕領と取るに足らない松前領の他に、六つの地域が海岸に沿って同数の本州の大名に割り当てられた。彼らはその代理人を置き、所領を管理し海岸を防衛する義務を負っている。その義務を、主張されるどころでは、彼らは、あちこちの海岸沿いの土堀すなわち要塞もどきを築きあげたことにより、十分果たしたと考えている。箱館湾自体には、砲

台のある要塞が備えられ、その場所から一時間位のところに、私はようやく整備された幅広い堀と塀のある相当大規模な工作物をみた。これは、町がいくつかの敵によって占領された場合に、避難場所として機能すべきものとなっている。

以上の箱館の現状に関する簡単な説明を得れば、この地の商人が声を大にして苦情をのべるようには、外国貿易の余り拡大しないことが幕府の妨碍の所為とすることに必然性がないであろう。このことはむしろ、全体として自然的な原因に帰すべきものである。

そこでの貿易活動についてより良く判断してもらうために、私は本報告に一八六一年輸出入報告を、付属文書Aとして付属する。これは、私がイギリス領事代理Enslie氏から入手したものであり、箱館駐在オランダ領事に任命されていたR. Eustache氏が出国に際して、同人に現状のオランダの利益を守るべく託したのである。

六月七日に出発し、私は四日の航海の後横浜に到着した。同地にVice Admiral Koopman号は碇泊した。一方で、私自身は翌日江戸へ行き、寺（長応寺……YH）に私の住居を構えた。

私は、そこでアメリカ弁理公使R. H. Prinn氏と、Alcock氏が不在の間のイギリス代理公使として中国公使館付書記官だったE. St. John Neale氏に面会した。フランス公使は私と横浜で会談しており、先に入手した情報を私に伝えてくれた。すなわち、百人ほどの士官があちこちの大名で任務を放棄し、浪人として邪悪な意図を持ち徘徊しているという。また、当地でもそうしたことは噂として聞かれた。しかし、このことについても、断言されている幕府と帝の間の重大な不一致についても、いくらかでも確実さをもって信用するにたる十分な証拠は得られていなかった。日本の老中安藤対馬守は、先月私に、傷は完全に回復したと手紙を寄こしたが、現在二人の別の人間と交代させられた。そして、この瞬間

には、三人の老中が外交取扱のために存在する。この安藤対馬守の命を狙った襲撃に至るきっかけとなった動機に関しては、アメリカ、イギリスそしてフランスの外交代表部は、切り倒された襲撃者の一人から発見された一通の檄文の写を受け取った。最初のものはオランダ語で、他の二つは、日本語で書かれている。この襲撃を實行した連中がこのような文書を所持していたことが私には奇妙に思われ、また、この文書が外交官のところで意図的に問題にされるといふ更なる疑惑を内容全体が生んだので、この文書はあまり軽視すべきものでもないから、私はイギリス公使館で書き下ろされた(英語の……YH) 翻訳によりそれを蘭訳し、付属文書Bの形で付属同封した。

幕府は、外交官の安全のためずっと同じ警護手段を採っている。つまり、私の住まいの周りは二重の柵で敷地が囲われている、歩哨は一部がその外の番所に配置され、また一部が敷地内に配置され、二五〇名の武装兵からなり、毎晩私は歩哨の前で合い言葉をかける、他方、十二人の騎兵による護衛が私の外出する際常に同行する。

六月二日に私は日本の老中と面晤した。話題はすぐに、計画された咸臨丸のバタヴィアへの派遣の問題となった。今の季節こうした航海を行うことの難しさを彼らに教示すると、この船は十月以前にはバタヴィアにむけ出発しない、ということが決まった。

その後、彼らは私に次のように伝えて来た。すなわち、造船学の教育を得る(受ける……YH) ためにオランダに派遣されることになっている若者たちは、八月に長崎を発ち、そこから直接か、あるいはバタヴィアからオランダ船(輸送船……YH) で、その航海を続ける筈である、と。

その人数は二十人と決められ、その中の五人は江戸の講武所で教育を受けており、更に大工や絵師、そして医師や時計師が同行するはずである。私はこれらの若者の派遣は、オランダと日本の通商関係の将来にとって

とても重要であると考えている。それ故、私は相次ぐ問題に対応できず、困難を解決できないことを歎いている。これらは今や毎日のように私の処にやってくるのである。しかしながら、私はこの案件の前進を促すことに何の苦勞も厭わない。それ故私は、他の案件でもこの案件でも、政府が新たな金銭的処理抜きで関係を維持することを望んだ。そして、私はさらに、オランダ貿易会社代理人がオランダにおける若者たちの滞在費への必要な金銭的手配を行うように動くだろう。(この若者たちの……YH) 出発と咸臨丸(商船……YH) の出発の時ははっきり決まったら、そのことについて私はさらに特別な知らせを送ろう。

老中たちが私に、江戸や後には他の直轄地でも、長崎で現在すでに稼働しているような形でいろいろな蒸気機関の建物を設置させるという計画についていろいろ語ったことは、相当重要なことである。私自身は、彼らの無目的な蒸気機関の要望に全体としてしっかりした方向を与えることはできないので、老中は私の要望に基づいて、現在幕府の費用で長崎で働いているRemij氏やLehman氏、前者は鮑の浦の修理工場長として、後者はドック設置のための人材として、しかるべきドックや工場用地を江戸で選定するために、この両氏を江戸に呼んだ。彼らが来たらすぐに、私はこの案件を彼らと相談して、老中に、彼らが注文しなければならぬであろう機械について、必要な指示を与えることができるであろう。

一八五八年の条約で無効とされた古い条約の条項の今後の確定について、最新の条約の共同署名者である岡部駿河守が、そのために来月七月三日に私と第一回会合を持つことが決められた。

丁度数日前、私は総督府決定を知らされた。そこでは、長崎に無給領事を任命する提案に対する回答として、同地で領事業務を行うことは自身のみ課せられると知らせて来たのであるが、江戸での雑多な業務

こそ、当地を離れることをなお何よりも妨げるものにならう。

大君の書翰に対する返答に関して、オランダでの日本使節訪問後までには期待される筈であると伝達する許可を得たことを、まだ利用すべきではないと私は考えた。というのは、このことについて話す特別の動機はなく、老中たち自身は、恐らくはアメリカやイギリスから受け取った書翰における曖昧な表現故に、全くこれに関して何の関心も示さなかったからである。

大君との謁見について、私もまだ何も話題にしなかった。離日に際して、Alcock氏は、自分が三十二歩下がって立ち止まらねばならないその距離が、前例より大きいため、謁見を受け容れることを拒否していた。日本側からは、これは新しい宮城の部屋が元のそれより大きいからであるに過ぎない、と主張がなされた。そしてアメリカ弁理公使は、この根拠に基づいて謁見をこの距離で受け容れた。フランス公使とイギリス代埋公使は、しかし、これについてはまだ同意せず、実施に至っていなかった。そして、日本の大名の誰よりも近い距離が認められることを要求し、それは容れられた。今やこれが決まったので、私は、他国と確定したのと同じ条件で謁見を求めるつもりである。

江戸の開市の延期については、私は早くも、次の通達の考え方で取り扱うことができるとする、去る四月九日付文書番号VAN第二四号大臣通達の写を受け取った。これは、一八六二年六月二六日付公文で特別に報知したとおりである。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

付属文書 A

一八六一年箱館来航船舶一覧

アメリカ商船

八艘

同	捕鯨船	一五艘
イギリス商船		九艘
同	軍艦	二艘
ロシア捕鯨船		一艘
同	軍艦	一四艘
計		四九艘

一八六一年アメリカ船輸出品

提示額

(海産)	コンブ	一三一五三・六〇ドル
(カレ)	アラビ	九八一〇・三九ドル
(なまこ)	イリコ	九八四一・六五ドル
油		七九一・三三ドル
生糸		四九八七・四二ドル
硝石		六一七・六二ドル
銅		二〇六・六四ドル
人参		一二六七・〇〇ドル
石炭		二九・六四ドル
木材		五五二・二六ドル
厚板		七四四・五八ドル
毛皮		二五〇・〇〇ドル
キノコ		一八六・八八ドル
薪		一〇〇・〇〇ドル
麻		七二・〇〇ドル
茶		一一二〇・四五ドル
計		四三七三一・四六ドル

一八六一年アメリカ船輸入品

提示額

マツチ	二〇〇・〇〇ドル
ココナツツ	二・六一ドル
小麦粉	七二・〇〇ドル
ガラス製品	二〇・〇〇ドル
砂糖	一一〇四・四〇ドル
ロープ類	一〇〇・〇〇ドル
ワイン	七八・五〇ドル
バター	八・〇〇ドル
パン	三四〇・〇〇ドル
計	一九二五・五一ドル

一八六一年イギリス船輸出品

提示額

コンブ	一三七六七・六〇ドル
イリコ	一五四七四・三九ドル
アワビ	七一一八・三三ドル
フカヒレ	二三・〇八ドル
シヤケ <small>(魚)</small>	六五・〇八ドル
スルメ	一〇一三・三〇ドル
干し魚	二五一・九八ドル
木材	一八七八・六一ドル
厚板	二五五三・八九ドル
薪	一八九・五七ドル

ジャガイモ

一〇一・〇〇ドル

鹿角 九九五・一四ドル

人参 六七九〇・七六ドル

生糸 二一八九・五五ドル

油 八四八・八七ドル

タバコ 九九八・五七ドル

硝石 二一三五・七五ドル

木炭 四六・八五ドル

計 五八七〇二・三〇ドル

一八六一年イギリス船輸入品

砂糖 四〇・〇〇ドル

亜麻 二四〇二・五〇ドル

ガラス製品 四三五・〇〇ドル

毛織物 五三四八・七〇ドル

木綿 一三三〇・五〇ドル

ベルベット 一二三一・九八ドル

紅 五四七・五〇ドル

薬 一九四・七六ドル

エンドウ豆 一三二・八〇ドル

亜鉛 一七三五・七六ドル

一三三九九・五〇ドル

付属文書B 『大日本維新史料 井伊家史料』第二十九卷第三四号参照

一、真摯で祖国愛に溢れた感情を懐いた者たちが、前年第三月に御大老

(摂政) 井伊掃部頭を殺害したことは、幕府に対する敵対心を示すために企てた行為ではなかった。むしろ、井伊掃部頭はその職務を開始した時から、自己の権力のみを求め、帝は蔑ろにされた。その上、同人は外国人の機嫌をとり、誠意ある忠実な臣下たちは憎まれ、自らの権力の拡大のためによからぬ企みを行った。

二、もし幕府が同人の狂気じみた計画を知っていれば、帝に対する尊敬、外国に対する憎しみを意図する手段が採られることとなった筈であろう。そうして国の繁栄が促され、不安な民衆の感情は鎮静化するはずであった。それ故、これらの者たちは、御大老を殺害した。

三、しかしながら、その後幕府は新しい方針を採らず、状況は悪いままであった。その罪は特に安藤対馬守にあった。

四、井伊掃部頭の在職中、安藤対馬守はこの悪い状況をもたすべく同人と一体となった。後に安藤対馬守はその行動指針を変えず、その狂気じみた企みは、井伊掃部頭のやり方よりもひどいものとなった。

五、対馬守は既に、京都に滞在する高位の酒井若狭守と相談しており、正しい考えを持っていて帝の従臣がさまざまな機会に罰せられた。自分の考えに帝は従い、正しい考えを持っていて者たちは外国人の力により逮捕されるようにしたいと、対馬守は思っている。

六、実際同人はこの国の罪人であり、もし同人が自分の現在の立場のままで許されるとすれば、帝は不幸になり、幕府にはこの狂気故に永遠の不名誉がまといつくことになる。そして、若し現況がこのまま続くなれば、外国人やこの国の奸臣たちが年々増加し、もはや一瞬たりとも安心して飲食できないであろう。

これらすべては、対馬守の狂気じみた企みの所為とすべきである。それ故に我々は同人への襲撃を決行することに、正々堂々合意した。七、我々は対馬守の犯罪をすべて列挙することはできないが、その若干

を明らかにするものである。

(マデ) 帝の最も年少の娘の結婚は、あたかも帝が彼女を大君に与え、その結婚はすべてにおいて幕府と合意の上でなされたかのような見かけをしているが、しかし実際は、まるで欺されて盗まれたかのようなものである。

そして対馬守は、婚姻関係という手段によりこうして束縛された帝に、外国人との通商に対する許可を与えるよう強制しようとしている。万一もしこの許可が与えられなかったら、同人は、帝を完全に廃位するつもりである。この目的のため同人は、既に学者たちに、帝の地位が廃されたことが既に過去に起こったかどうかを研究することを命じた。こうした行いは、大君を正道から外させ、その名を数千年にわたって狂気の中に残す道となるものである。

八、対馬守は、尊敬と礼儀を以て外国人を遇している。同人は、彼らの提案にすべて同意した。そして更に同人は、特に日本の海岸の測量を許した。外国人たちに我が国の事態を包み隠さず明らかにした。同人は御殿山の土地を外国人に貸し出した。江戸のこの土地の放棄は、国全体を制圧する機会を彼らに与えることと等しい。外国人との会合で、同人は、彼らと相談し、あたかも同人の血縁者であるかのように彼らに対して友好的である。同人は、真摯で勇敢な人びとを敵対者として憎んでいる。それゆえ、同人はこの国の罪深い犯罪者である。

九、もし対馬守が、老中に在職しつづけるのであれば、同人が帝から力を奪い、幕府自体をないがしろにすることは明らかである。そうして、同人自身は外国の力により権威に至るであろう。既に同人は、外国人の *Stoel* に、日本の政治状況の中で、自分に助言を与えてくれるように懇請した。

十、もし、対馬守が生き延びれば、同人はこの数年の内に日本の宗教や教学を廃止し、キリスト教を導入するに違いない。君臣、親子間におけ

る道徳的關係は、失われていくに違いない。富と収奪のみが重んじられるに違いない。日本人も野蛮人と同じようになるのは疑いない。我々はこのことを悲観している。

帝と幕府を安寧せしめ、民衆を破壊から守りたいということ、これが、我々の対馬守への襲撃の理由である。外国人によるこの破壊が、人びとを脅かしている。

十一、我々は、幕府が、二人の罪人、井伊と安藤によつて採られたすべての手段を止めるよう、心から願うものである。外国人を追い返し、帝が望むことをせよ。これは、これは、今の幕府の神君によつて定められたことに一致し、大君の本当の力を大きくするものとなる。

十二、もし、現在の間違つたやり方が撤回されないのであれば、その時は、大小名は自分たちの幕府への支持を中止し、それぞれはただ自らの領地を守るだけになる。もし、そうした態度を大名たちがとれば、外国人の取り扱いにおいて、その時幕府が行いたいことはしばしば困難となる。

十三、民族感情を調べてみれば、外国人を憎んでいない者は、最高から最底辺の階級までの誰一人としていない。恐らく大名たちは、これを口実として武器をとるであろう。日本の半分は彼らに加わるであろうことは疑いない。ここに幕府にとつて大きな危険がある。

十四、日本民族は、君臣間の道徳的關係を重んじ、それに従つて行動する。勇敢な臣下が、もし幕府が帝の利益に反して行動していることが明らかになれば、幕府のために取って命を危険にさらすことはしないであろう。それ故に、幕府の安泰が不幸かは、これがよいこととみなされるかどうかにかかっている。よいのか、よくないのか、もし否であれば、幕府は（見捨てられた）孤児となる危険がある。

十五、我々はそれ故、幕府が、高慢で無礼な外国人を追い返す手段をと

ることを望んでいる。もし、これが起これば、幕府は完全な力を得て、真に道徳的な君臣關係は信頼に足ると見做され、民族は生死をかけて幕府を支援するであろう。

十六、我々はこの襲撃を、誠実な人間は幕府の安寧を心しており、この我々の不満の理由を熟慮するであろうと望んで、決行するものである。

一八六二年七月日本情勢報告（外務省文書三一四三号所収）

六月二六日夜の英国公使館襲撃の後、当地では再び静謐が乱されることは無かつた。殺人犯が公使館の守衛を課された大名が配置した歩哨に属していたこと、そして、同犯は自らの罪の重大性に鑑み自害したことを私は既に別に報告した。さらに、犠牲者の傷害のひどさから想定されるような、共犯者がいたかどうかという追加の情報は何もなかつた。他方、全般的にみて、外国人に対する激情と嫌悪以外に同人の行為の動機は報告されていない。その他では、予防のための新しい方策が採られ、大名の歩哨は敷地の周りの堀の外に配置された。他方、敷地内には、將軍の士官だけが歩哨を守り、それに対しては御使番や副奉行が指揮を執っている。

大君に勅使が到来する目的について、最近いろいろなことが言われている。一般には、日本にいる外国人の居留とその増大に関係すると思われている。しかしこれが本当かどうか、そして、この勅使がどのような考えで主張することを義務づけられているのか、確かなことは判らない。その到来に際して、事実として特記すべき事柄は、幕府が外国人の安全のために並々ならぬ配慮を明らかにしたことである。

まず第一に、各国の外交代表部は、次のことを求められた。すなわち、彼らは自国民に対して、これ（の使い……）がその道を移動する日は、横浜から江戸への大街道に赴くことを抑止するようにと。そこですべて

の人々は、勅使に同道する非常に多くの従者のいるところでは、行列に巻き込まれるに至るかもしれない外国人と彼らとの間で衝突が起きやすいことを恐れ、この要請に応えた。数日後、二人の外国奉行がやってきて、昼間はむしろ馬で外出しないよう警告した。何故なら、薩摩の領主が非常に多くの従者と共にやってくるが、この連中の悪意は並外れて乱暴なものとされとても恐れるべきものであるからである、と。更に二通の書翰が届き、一通は、もし勅使が帰路に就いた場合は護衛の勧告をよく聞いて(当然帰還するように)という要請で、別の一通は、七月一日と一日は山王権現の大きな庶民の祭があり、その日は全体として外出しないように、というものであった。

私はこれらの書翰に返答せず、庶民の祭の間は横浜にいた。他方、それ以外の日は馬で遊歩することをやめず、以前と同じく夜間外出することを自制しただけである。

最近の出来事に加え、殺人を決意した悪意の連中が少なからずいるということを示す例はすでに多くあるが、しかしながら私は、幕府が以前も現在もそう思い込ませたいほどには、外国人に対する憎悪が庶民の間でも一般的であるとは、なおも信じることはできない。幕府は江戸に留まっている外交官の間で自分たちの生命の不安を持続的に醸し出しているが、多くが監視に似てほとんど幽閉に等しい歩哨という手段による護衛以外、安全のため採る別手段がないことは明らかというわけではない。

イギリス代理公使は、当初は江戸に滞在するつもりであったが、それゆえ、七月一〇日に横浜へやってきて、フランス公使と全く同じだが、日本の老中本人たちとの面晤が必要な場合にだけ、出かけていくことになった。唯一アメリカ弁理公使は私と共に残留し、私自身と同じく、すべての口実を回避するため、現在館内にも將軍の士官を警護のため配備することを認めざるを得なかった。私は繰り返すが、こうした状況は居

心地のよいものではなく、その上、私はそのことに迅速で抜本的な変更を期待することは出来ない。しかし私は、私に関する限り、特別の理由によりこのような駐在は現在望ましくないとしても、全体的な理由から江戸駐在権をしばらくの間行使するのはよいとも考えている。

先月月例報告で私は、Remit:技師とLehman造船監が、現在幕府の費用で長崎で働いているが、機械設備と造船ドックの設置に適当な場所を選定するために、江戸に召喚されている、と述べた。残念なことではあるが、同地で彼らが万一殺されて彼らの相続人に対して総計二〇〇〇〇ドルが保証されない場合は、二人はこれに耳を貸すことを拒否した。私は今のところ老中と次のように合意した。二人は江戸湾を正確に測量するものとする、また私にその地図をあわせて提出する、そうして出島に私が二人と一緒に帰還する際に、施設に最適の場所と注文されるべき機械を勧告することができる、と。

全体として、新しい外国掛老中の一人脇坂中務大輔は外国人に非常に反発する考えの持ち主と言われているにも拘わらず、幕府は新しい考え方を相対認めていると見える。今月中江戸で初めて新聞が発行された。日本人は熱心にこの新聞を購入し、かくして日本人は自ら幕府を通じて外国で起こっていることについて多くのことを知る機会を得た。

おそらく、新しい情報の公開はきつと細心の注意をもって行われるであろう。しかしこの方向での一歩一歩は重要と考えるべきで、幕府は古い秘密保持の体制から、私に大縮尺の日本地図を与えることを通じて、方向転換したのである。この地図は後日然るべき機会に総督府に送るであろう。その間に私は、そこから航海のためのいくつかの情報を徹底的に究明すべきかどうかを確かめるために、Vice Admiral Koopman号の司令官の手に預けた。

古い法と異なり、アメリカカ船で香港から神奈川までの海上で救い上げ

られた十一人の日本人船員に上陸が認められるまでに、何の障害もなかった。また、彼らはその住所に自由に帰ることが許された。他方、アメリカ（弁理……YH）公使自身は、船長に謝礼を与えるよう幕府に働きかける期待を膨らませている。

これらの事実は、オランダへの若者の派遣、彼らは（七月……YH）二〇日に長崎へ出発したのだが、これと、江戸での機械と波止場の設置の計画とを合わせ、満足すべきことに、幕府が当面のところ進歩への道に舵をとるつもりであることを示している。また、それらは、上記の老中の敵対的な考え方についての噂と整合性をとることは難しい。噂は、その他の噂と同じく、いくらかでも確実な信頼に足る根拠はなく、簡単に拡散されている。

七月一六日と一九日、私はそのために指名された外国奉行と、一八五六年の条約の条項が廃止したとして考えるべき規定の詳細について、面晤した。その他の条項については何の問題もないが、この奉行たちは第一七条と第一八条が無効になったと固執し、私はそれについて反対の意思表示として自ら書面で幕府に申し入れた。

これについての回答を受け取つたらすぐに、私は相談案件として別にこれに関する報告をするであろう。

長崎から、先月フランス商船の水夫たちが茶屋で争論となり、二人の日本人の警吏を殺したという知らせを受け取った。犯人は捕らえられ、フランス公使は私に、この案件の指揮においてフランス領事官に協力する姿勢を示した、書記官Meimanと政府医官Jr. Pompe van Meerdervoortの優れた働きに書面で謝意を表した。

その他には特別なことはなく、貿易は上手く行かず、多くの流通する偽ドルのおかげで、日本人商人がこの貨幣を支払金として受け取ること多くの難色を示している、と苦情が出た。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年八月月例報告（外務省文書三一四三号所収）

今月中は、特記すべきことはほとんど起こらなかった。江戸で公布され、書面でその写を入手することができたアメリカ弁理公使を通じて私に伝えられた、大君の宣言が唯一言及するに値する。

その翻訳は次のように言う。

「長いこと太平が支配してきて、法の力は緩くなり、悪事が横行して、庶民は困苦に陥った。何の仕事もしない多くの従臣を支える負担を止めなければならぬ。この良き国では、すべてのものにたちに軍事的訓練を実施しなければならぬ。もし汝らがそうすれば、我が神君は満足に思召すであろう。」

高位のものも下位のものも、武士が丸となって働けば、きつと強力なものとなる。外国人は、汝らがそうしなければ、嘲笑するであろう。汝らはすべて気持ちを一つにして振る舞わねばならぬ。

文久二年六月二日（一八六二年六月二八日）

しかも別の情報によれば、全国は軍事的地区に分割された。そして大名、即ち、領主は、実際様々な区域と場所の防衛を課されたものとされているが、江戸湾、神奈川、箱館、（京都、すなわち……YH）都、大坂、兵庫、相模、下田、そして長崎が同時に、様々な大名の大勢の部隊にその防衛を割り当てられる場所として指定された。

これらの情報は、細部にわたって信じられてはいるわけではない。とは言え、先月幕府がTextor商会を通じて二〇〇挺のミニ銃をオランダから注文し、郵船で輸送し、その後より多くの品物が続くことになったことは事実である。ここから、意志統一と軍事的訓練の勧告に関する宣言の中に見えることとして、これらの情報が今のところかなり真実を

含んでいて、幕府は真摯な手段でもって、防衛のための方策を組織し強化する方向へ進むと、結論することが十分できる。

勅使はまだずっと江戸におり、これらの手段が、この勅使と同地に大勢で一緒にやってきた大名との相談の結果であり、大君は自ら都に、帝との良好な関係を明らかにするために出向くであろうと、主張されている。恐らく、かつて七月にも行われるであろうと決められていた大君との謁見について、もはや何も私に語られないのは、まさにこの使いの存在の結果である。私の側からは、それについてこれ以上督促はせず、他方で、私は大君の書翰に対する国王陛下の早急なる回答をじっと待っており、そうした謁見の場において、この書面手交が行われるよう望んだ。

残りの港の開港を延期することについて、イギリス代理公使は私に、自分は今月二〇日に自国政府からの公文を受け取り、そこでは、条約がその他の点では厳格に遵守されるという条件において、延期にむけた要望が認められた、と伝えた。幕府はきつとこの条件に、公平で単純であるので完全に従うことができ、また、その実行をより強く求めることに代理公使が今度は全力を尽くすと私に請け合ったので、新たな問題ごとがすぐにおこることはないだろう、と期待できる。さらに彼は私に、イギリス軍歩哨の江戸公使館からの撤収という、使節がイギリスで行った要望は拒絶され、同人自身はよりしっかりと身辺の安全の保証のため、騎兵による護衛の他に、歩兵による歩哨により住まいを監視させるようになった、と知らせた。また、フランス公使は現在まで、軍艦の乗組員（歩哨……*PI*）をこの目的のために上陸派遣していたが、中国のフランス部隊から二十五人におよぶ多数の歩哨が追加された。

今月中長崎から受け取った知らせは私に、同地の日本人の間でコレラがかなりひどくはやっていて、毎日六十人から八十人の死者が出ている、と伝えている。江戸でも同じ病気が発生し、幕府は、これは中国からも

たらされたと考え、船の検疫を導入するのがどのくらいのもましいのか、各国の代表部の考えを聞く口実を見出した。しかし誰も、日本当局側のひどい職権乱用に対する危惧から、この考え方をまず好意的に受け容れず、少なくとも当面この考え方に従わないだろうと予想できる。

長崎からの情報はさらに、次のようであった。同地のドルの兌換率が、横浜の場合と同じく、日本の貨幣に対して約一〇〇ドルで壹歩銀二一〇枚と異常に低く、その結果、輸入品目の販売はこれによっていくらか有利となったが、その分輸出品目の購入は不利になった、と。

ロシアのコルベット艦 *Posadnik* 号、艦長 *Bereliet* は、対馬島での占領によってよく知られたが、（日本から独立しているとされる）朝鮮の海岸にある *Posadnik* 港もしくは *Posadnik* 港に寄港したあと、今月初めに再び長崎にやってきた。その港は、*Alcock* 氏が以前、他の日本の港の開港が延期される場合は、その開港が望ましいと提案した港である。ロシア人の関心もまた今やそこに注がれたかようであることは注目すべきである。最後に私は、出島の政府医官の教え子の一人松本という者が、江戸の医学所の頭取に配置され、こうした優れた成果が、日本国における西洋医学の知識の拡がりのために支えとなることが期待される。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年九月日本事情報告（外務省文書三一四三号所収）

今月初め、幕府は私に、イギリス公使館に配備された二人の水兵に対する去る七月の殺害事件に対して、多くの関係者が処罰されたことを伝えてきた。これらの処罰は事件当夜の不注意とその後隠蔽に対するもので、一週間から二ヶ月間の禁固すなわち投獄であり、同時に、自害した犯人の遺体は晒し物になったと伝えられた。これに対して私は、殺人犯が犯行の実行に至る動機について何も決定的なことは明らかにされず

残念なことである、しかし、オランダ政府に、幕府がこの事件を（かくまで……YH）心にかけていると示したと知らせる（伝える……YH）ことができたのは、私にはとりあえず歓迎すべきことである、と答えた。

しかしながら、私がこの知らせを受け取った数日後、新たに殺人事件が起こった。この事件では直ちに処罰を行うことが、幕府自体にとって困難なこととなった。勅使は、帰京の途上（今月……YH）一六日神奈川を通じて横浜へ向かって進行するはずで、すべての外国人は、幕府の要望で、この日は大街道を迂回するようにと指示されていた。しかし二日前にこの勅使の護衛を務めた薩摩侯の大臣が、この道をやっつてくるとは知らされていなかった。同地の危惧すべき危険に気づかず、三人のイギリス商人が婦人とともに十四日午後大街道に沿って遊歩した。そこで、大臣の行列に巻き込まれ突如襲われ、彼らの内の一人Richardson氏が殺され、後の二人MarshallとClarke氏が重傷を負った。

王有蒸氣艦Vice Admiral Koopman号以外に、四艘のイギリス軍艦と三艘のフランス軍艦が碇泊地におり、事件の知らせが横浜に届くやいなや、住人たちはさらに悪い事態を恐れて、自分たちの保護手段を講ずるようにという要望を司令官たちに行った。

この結果、夜になると軍艦から分遣隊が陸上に派遣され、彼らは巡邏し、海岸に沿って武装したスloop砲艦と共に、警備に当たった。しかし、六日後勅使も通過し、すべては静謐となり、この軍事的手段は撤回された。こうする間、犯人の即時逮捕と処罰が幕府に要求された。しかし幕府は今や自らに向けられた焦眉の督促に対して、自分たちは薩摩侯の家臣を逮捕する権限を与えられていない、捜査は薩摩侯自身によって実行されることを待たねばならない、薩摩侯が幕府に、彼らの罪の確定により、犯人たちを処罰のため引き渡すことになる、と、宣言した。

この案件が長い過程を経ておそらくはきつと処罰されないままである

うと危惧していたところ、（今月……YH）二六日に二人の外国奉行が幕府の名において私の処にやってきて、この行列の従者の指揮者が江戸の薩摩藩邸に帰還した、この代理人すなわち交渉全権が（そこに……YH）住んでおり、同人によって幕府に指揮者は幕府に引き渡され、そしてすべての犯人が捕らえられ罰せられることが期待されると伝えた。この襲撃の動機に関しては、この大臣（何人かの人びとによれば、薩摩侯の伯父である）が、江戸に滞在中大君に逢うことを許されずに幕府に怒り、幕府を困難に陥れている（巻き込む……YH）ためだけに襲撃を命じたという噂が流れている。

そうしたことが真実を含んでいるかどうかを述べるのは難しい。しかし、こうした行列との遭遇から、非常に簡単に流血事件のきっかけが生まれうることはもう確かなことである。何故なら、たとえ事故であつても、通過に際して従者の一人を傍らに押しつけ、行列にこういう混乱をもたらしただけの場合には、非常な無礼として見做されるからである。こうした行列は一寸も横にそれ（譲ら……YH）ない。（今月……YH）一五日にアメリカ弁理公使と共に、犯人の迅速な逮捕と処罰を求め日本の老中のところに赴いた際、我々は二〇〇から三〇〇人の従者を従える長門侯に、二度出会った。そして、ちょうどそこには、すべての護衛も含め我々が順々に行列し続けるに足りる道路の余地は最早残っていないかった。我々は老中のところで、これについて苦情を述べた。彼らはそれに対して、江戸に駐在する外国代表部に道の半分を明けるようにと、大名たちを説得することを試みよう、と、答えた。しかし、そうする間も、我々に対して執拗に、こうした遭遇を回避する、むしろ横道に逸れるか、引き返すことを求めた。我々の護衛はきつとこの意味で自ずと行動するだろうから、これに従う以外仕方はないけれど、私は、イギリスやフランス公使は自分の部隊を持っているので、そうすることに威厳をもって同意

するかどうか疑がわしいと思っている。

日本の幕府が、上記の襲撃における犯人全員を処罰することとなり、今回あるいは今後起こりうる別の事件において、実際今月初めに箱館でフランス軍艦LeMarsé号司令官が行ったような、自ら法を執行する衝動に駆られる動機付けの余地を残さないことが望ましい。

江戸のフランス公使館の使用人が乗客として乗船していたが、馬を一頭購入したところ、それを搭乗させるといふ運上会所役人の許可を入手することが出来なかった。箱館奉行は、馬の輸出は許されないと声明して、フランス領事代理が、こうした輸出は条約で禁止されておらず、その上この場合は、馬はただ横浜まで運ばれるだけで、輸出という話ではない、と論じたのにもかかわらず、これに固執した。最早何の理由付けも役立たなくなったので、司令官は強力な砲兵分隊を上陸させ、奉行がいる運上会所を取り囲んだ。そして、司令官は馬を連れて行く許可と、同時に、当初の拒否に対する書面での釈明を要求した。司令官と面会するため派遣された副奉行が拒絶されたあと、奉行自らが登場して、事件は誤解に基づくと言いつつ、求められた釈明書を与え、現在まで私が知る限りでは、馬は、日本の幕府がフランス司令官のこのやり方に対して何らの苦情を呈することもなく、連れて行かれた。

一五日に私は日本の老中と面晤したあとで、今九月一七日付公文で特記したように、老中たちは犯された殺人事件に関して私と会談したいという要望を知らせて来た。これに対して私はその後二三日に彼らのところに出かけた。これは、当時老中たちが私に知らせて来たことに主として関係していた。すなわち、大街道での今度のような事故を防止するために、条約において規定された範囲内に赴くことが許される外国人への保護に資するため、十分な人数を備えた警護番所が設置されるというのである。彼らは更に私に、江戸に工場とドックを造ることを以前話題に

したが、その計画をとりあえず実行するのに困難が生じたと語った。

私は新しい摂政が任命されたと聞いていたので、本当なのかという私の問いに対して、彼らはその通りと答えた。一方で、彼らは二日後、誰がこの任命を行ったのかを尋ねたフランス公使に、それは帝の勸告に基づき彼らも構成員である政治参事会によりなされた、と答えた。

最後に彼らは私に、長崎からオランダへ教育を受けるために旅路に出るべく、去る七月二十日同地に向け出発した留学生は、船上で発生した病気のためにこのところずっと下田に滞在しているが、しかし今はそこを出発した、とも知らせてきた。

今月一五日私は本年七月二六日付総督府決定第一三号を受領した。これは、王有蒸気艦Vice Admiral Koopman号の琉球諸島への出航に関するものである。私が長崎へ帰還していれば、この航海が長崎から行われたことを嬉しく思ったはずである。しかし、私はなおも江戸で、大君の書翰に対する国王陛下の手紙への返答と開港地に関するその後の書類を待っていないなければならないので、司令官は時季外れになり冬場に航海する困難が生じることを恐れ、それ故今月二九日に那覇港へ出航することが決められた。その派遣が終了したらずぐに、横浜に戻ってくることになる。

最後に私は、本年七月の報告の中で話題にした日本の新聞が、Java Courant「ジャワ官報」と郵送版Rotterdamsche Courantからほとんどの翻訳を収録しているのは明らかだと、述べざるをえない。それ故私は、この状況について報告しなければならぬと考えている。なぜなら、その中でJava Courantから、昨年の私の日本縦断の(陸路の……YH)報告が要約され、私の月例報告のあちこちの箇所が登場しているからである。しかしこれらは、日本の幕府の目に触れることを目的としていなかった。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六二年十一月月例報告（外務省文書三一四三号所収）

江戸に関して述べるべき最も重要なことは、幕府が最近講じた政策である。それでは、諸侯すなわち大名は自己の領地と江戸とに交互に滞在することを義務付けられていたのであるが、今度は自分達の家族とともに各自がその領地に帰る許可を得たことになり、他方で、今後は、もともと高位のものたちは七年に、それ以外は三年に、一〇〇日間だけ江戸に来ることを義務付けられることになる。こうした制度は現行の君主制の創始者家康からのもので、同人は、一六〇〇年に將軍すなわち大君としてその王座を江戸に樹立し、格付けされた大名たちをより上手に管理し、上位権力に対する彼らの貢納を公然と持参させて、全員が同地に一定の期間滞在するべく参府する、そして帰国する際には自分たちの妻や子どもたちを人質として残して行くこととする、という法を公布したことはよく知られている。

幕府の体制においてこうした重要な変更がなせもたらされる（された……YH）のかは、正確に説明することが難しい。大君の権威と栄光が斜陽になっていることは否定できず、このことから、帝を大君に対して上位につけさせたかった（させた……YH）連中が、幕府からこの方法を奪い取り、この古い法を遵奉することを実力で維持する程の強さはないと幕府は感じたとする根拠となる。同時に、最近採用された国土を防衛する手段の組織化への全般的な行程に関係していることもあり得る。そうすることで、諸侯はその領地で自らの完全な軍事力を銘々確保でき、全てに個別的管理を（維持……YH）することができると。

町自体にとつては、これだけ多くの人数の要員の発達は、その家臣、従者、部隊その他、三〇万人と見積もられるので、辛い損失であり、横浜の輸入貿易はこれによって手痛い（相当の……YH）苦しみを味わうことになるかと、心配されている。多くの品目が、横浜で日本人商人に

よつてわざわざ江戸へ運ばれ、販売されているからである。

来たるべき將軍の帝への拜謁は、おそらくある種の示威として特徴づけられるかもしれない、特別な関心を惹いている。この拜謁は、大名の江戸からの発足を働かかけたのと同じ連中が画策したもので、同じ目的が眼中にある、というのはあり得ないことではない。

もしこの噂に根拠があれば、大君の栄光は減退し、条約はその名で多くの国々と結ばれたので、帝の威光が高められることは、とりもなおさず、これによりすべての外国との条約は存在しえなくなる祖法の護持者として帝は既に見做されていることであると述べておくのは、確かに非常に重要なことである。

大君の旅は海路となる筈で、そのためにいくつかの蒸気船を、既に幕府は、中国のイギリス商社から購入した。

去る九月に起こったイギリス商人Richardson殺害の犯人の処罰に関しては、一向に何も聞こえてこなかった。しかし現在、横浜を通っている大街道には武装された者のいる警護番所が外国人警護のため配置され、外国人は同地で不便を余儀なくされるかもしれないが、今月初め私は、予め帝のところへ赴いた大君の後見人が、江戸からの出発に際して内陸の道を探ることになって、それは大街道沿いの横浜よりは十分遠く、外国人と出会うことがおこることはないという知らせを受け取った。

横浜の商人たちの間では多くが、自分たちの自由な行動についての制限に関して不満を表明した。どの行列の通過に際しても、大街道へいかないようにと求められたからで、フランス公使は同胞のこれに関する苦情を相当問題にし、しばしば公道の自由往来を自分たちが享受できないのであれば、幕府から金銭的な補償を求めるとしている。しかし大多数は、それほど求めずに甘んじている。一方で、商売をしにきた人びとが大街道に沿った小旅行を数日控えていることは、実際、大した問題では

ないとするべきものである。

今月七日王有蒸氣艦 Vice Admiral Koopman 号が琉球諸島から帰還した。司令官は私に、承認された条約は、(一八六〇年六月三〇日付 M 号文書、秘密、……YH) 総督府決定に従って、厳肅な会見において那覇の当局に同人によって手交されたと報告した。これに関する詳細を、同人は蘭領インド国王海軍司令長官に報告書で伝達することになっていく。私はこの蒸氣艦帰還の機会を捉え、今月二二日に江戸へ帰ることとした。同地には七日後到着した。私は、国王陛下の大君への返答を手交することと、今後の開港についての決定を自ら日本の老中に伝達することをすすんで求めたが、書記官 Mewan 氏の Java への召喚についての決定に伴ない長引いたことと、私は出島に帰還せざるをえず、また、上記以外にこれ以上江戸に留まる特別の理由もなかった。

輸入貿易はなおも(ずっと……YH) 前進を感じることとはできず、輸出については、生糸が主要品目であり続け、この最近五ヶ月間で、昨年の同時期の総額と比べ約三倍が横浜から輸出された。輸出の二番目の品目は茶であるが、昨年と比べ横浜からは半額しか輸出されなかった。しかしそれに反して、長崎で茶貿易は著しく増加し、また同地では生糸貿易も当初は少額であったがどんどん増加し、結果として将来の目標としてより重要な長崎の輸出品として期待される。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六三年一月日本事情報告(外務省文書三一四三号所収)

在府の大名は今後、誰でも領国へ発途するという与えられた自由を行使する、そして、彼らの行列は、神奈川を通り横浜にそって伸びている。大街道では、ほとんどひっきりなしにつづく、江戸からの知らせは伝えている。幕府がこの大街道に沿って警護番所を設置するという警備策

が採られた他に、既に長いこと前から望ましいとされてきた、もう一つの手段が今度採用された。すなわち、江戸から大街道を外れて、神奈川から七時間程下った藤沢に出る新しい街道を造成するのである。高貴な身分の人の行列にこうした街道を割り当てるのが、外国人との遭遇と衝突を防ぐための最良の方法だと思われた。しかし、この手段は住民の間に、重大な不満を惹起すると言われている。彼らが、元の街道に沿って暮らし、主要な生活手段をこの往來する行列に見出しているうえに、多くの諸侯はこれにある種の無礼を感じ、この指令に従いたくないと思っている、とみられる。

この点での幕府の外国人の安全のために配慮が、今月の半ばころにさらに明らかになった。当時、アメリカ弁理公使が数日間神奈川に滞在したところ、幕府は、往來に伴う危険があるので、陸路でなく江戸へ帰還するようにと説得したのである。その結果一艘の幕府蒸氣船で江戸へ運ばれたのである。しかしこれをもって、上記の行列も、またあるいは今月初めに浪人の一味の側から脅迫すると言われた危険も、おそらく眼にすることなく済んだ。神奈川奉行は一味三〇〇人が外国人居留地に立ち入る計画をもって集合していると、公式に伝えてきた。しかし、上記の警備手段によって彼らが思い留まらされたにせよ、また通達自体が真実に基づいていなかったにせよ、少なくともすべては静謐のまま、数日後奉行は危険は除かれたと伝えてきた。

イギリスとフランスの外交官はなお引き続き横浜に滞在し続け、フランスは中国の部隊からその歩哨の増強を確保した。つまり現在一人の士官の指揮下に四〇人が連れてこられたのである。

しかし、すべての点でもっとも重要な知らせは、イギリス政府の名においてなされた、去る七月江戸で殺された二人の水兵の残された関係者に対する賠償金総計一〇〇〇ポンド・スターリングの支払の要求に応

えることを、幕府が拒否したようだといい、そして中国駐留管区司令官Kuperが、この要求をより強調するため二艘の軍艦で江戸へ向かったということである。私はこの知らせを横浜からの私信で知ったが、そのことが真実を含んでいること、そして、その殺人の結果としても、去る九月のRichardson氏に対する殺人の結果としても、幕府が巻き込まれるであろう困難の序曲であると信じる理由が私にはある。

長崎はすべてが静謐で、同地でも横浜でも、数多くのアメリカ、イギリスの在華商会の蒸気船が次々にやってきている。これらの殆どは、高い値段で、幕府やあるいは特定の大名によって購入されている。これらの船舶のすべては、都への旅程における大君の搬送や護衛のためのものであり、鮑の浦の修理工場で蒸気機関の作動について知識を得た日本人が操舵するはずである。

これらの船舶の購入の他に、幕府はオランダ貿易会社の代理人の仲介で、蒸気船の修理のための様々な機械一式と同時に、一五〇馬力の蒸気輸送船の注文を行った。そして、その上幕府は、同人を通してオランダから鮑の浦の修理工場で働くように、再度十五人の作業員を要請した。

また、アメリカに軍艦二艘が注文されたと私は聞いている。私はこのことを確信をもって述べることはできないが、この知らせは事実だし、江戸に駐在している唯一の外交官としてのアメリカ公使の位置は、この注文を取り扱うのに十分な影響力を同公使に与えている、と実際信じている。

出島の借地を廃止することについてのオランダ政府の決定の実行は、同地の総督府所有建物の売却とあわせ、何の困難もなく、今月二六日倉庫とかつての政府医官の住まいは、公売に付された。他方ががて総領事と日本語通訳が現在住んでいる二軒の住まいも、売却されるであろう。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六三年二月日本事情報告（外務省文書三一四三号所収）

箱館から、同地に居留するフランス人聖職者Mernet修道院長が、先月彼の従者の一人によって突然襲われ軽傷を負ったが、家に逃げ込むことができた、たまたまそこに居合わせたMernet氏の日本人の知り合いは、その襲撃者に逃亡するように唆した、という知らせを受け取った。この聖職者は、日本語を完全に理解できて、日本人の間に多くの知り合いを持ち、日本人たちは彼にしばしばいろいろな案件について相談していたし、確認できる限りでは、住民の間でかなり評判よく思われていたので、今迄のところこの襲撃に至った動機は判っていない。

去る一月二九日にフランス軍艦Echolo号で江戸に到着した日本使節の帰還の他に、同地からさらに次の知らせを受け取った。イギリス公使館用の建物が、ほとんど完成していたにもかかわらず、二月一日夜全焼したというのである。同所の日本人歩哨は、すごい爆発音を聞いた。すると、建物は倒壊して、そこから発生した火災によって完全に消失した。家畜小屋と兵舎から火薬箱が見つかったが、しかしそれには火が着かなかつた。この間、柵ができ出入は厳しく制限されていた。犯人は不明のまま、しかし、そこからどこかへ逃げだしたのであるが、このことは決して良くない徴候で、最近イギリスとの間で起こった諸問題の決着をより難しくすることとなる。

江戸からの知らせは、なおも同じく同地からの大名の発途とその行列について記述している。その結果、大街道ではほとんど絶えることなく行列が通っている。また、ヨーロッパ式の武装をした相当数の部隊によって伴われた大君の旅も、かなりの準備がはじまった。少し前から家でがしきりに建てられるようになり、それは単に多くの大名のためだけではなく、多数の商人のものでもある、ということが真実であるとすれば、そこから次のように結論できるかもしれない。即ち、この大

君の上京は、ある程度長期に亘る性格のものであると。

多くの大名の間で強まるはずの重大な不満と、幕府によって課されるはずのいくつかの大名家の降格と減高という処罰とについての噂は、ずっと巷に溢れている。しかし、不満にせよ、また、処罰にせよ、たとえそれらが真実だとしても、そのことに至る真の理由が判らない限りは、さほど重要とはならないままである。

長崎からは特記すべきことはなく、すべてが静謐である。ヨーロッパ市場向けの貿易は、ずっと神奈川が最も重要であり続けている。しかし当地も貿易は拡大しており、特にこの数ヶ月中国市場向けの貿易が、特に活性化してきた。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六三年三月日本事情報告（外務省文書三一四三号所収）

江戸のイギリス公使館用建物の破壊の後、私は日本の老中たちから書翰を一通受け取った。そこで彼らは事態について伝えて、次のような危惧を懐いていることを知らせている。すなわち、もし御殿山に公使館用の建物を建てることに固執すれば、人心は恐らくもつとも悪い方へ転回するかも知れない、なぜなら、この土地は古くから一般民衆に行楽地として確保されたところだから、と。そしてさらに私に他の外交官と相談して、公使館のために別の場所を選定するよう提案している。

幕府が今度はまずこの困難を明らかにしていることは、いくらか注目すべきことである。イギリス代理公使からの半公信により、私は、事件の二日前に同人にこの提案がなされたことを知る。しかしながら、同公使はこの提案を、イギリス公使館用建物の完成に関しては、都から大君が帰府した後まで待たされることになること、受諾しようもないと考えていたし、そして、この建物の破壊は、見せかけの人心の所為にも、また、

江戸における外国人のこうした施設に対する反感、すなわち都の天皇やその一味に主として存在すると考えられているが、それらにも帰すことはできないと信じる十分な根拠がある。

私はこの老中書翰に、次のように回答した。もし実際人心が御殿山公使館建設に強く反対しているのであれば、恐らくこのためもつと注意深く別の場所が選定されるべきであったが、しかし私は、間もなく日本を離れることになっているので、私の後任が江戸で自らもつとふさわしい別の場所の選定について、他の公使と相談することとなる、と。

さらに同じ老中たちからも一通書翰を受け取った。大君の命によりオランダ本国において日本の使節が歓迎されたことに対して自分たちからの感謝の意を表すという中味であり、私はこれに対して、その旨政府に報告するであろうと回答した。

横浜では、Kuper提督の下に少しずつイギリス艦隊が集合しており、現在六艘が停泊中で、更に四艘の到着が待たれている。他方で、フランス提督JauresがCochin Chinaから同地にやって来ることになっている。

当地に流れているあらゆる噂に拘わらず、しかし私は、軍艦結集でもって当面何か重大事が企まれているとはあまり思っていない。というのは、一方で当地駐在イギリス公使Alcock氏の手紙から、彼が四月四日によろやく休暇から当地へ戻ってくるかわかったからであり、他方でJaures提督はフランス艦と共に短期間しか当地に滞在しないこと、フランス政府は余り長くは駐留地を日本にもたず、時々軍艦が一艘あちら「横浜」へ派遣されるだけと決めた、と伝えられているからである。

王有蒸氣艦MedusaのVice Admiral Koopman号、前者の軍艦は一日前長崎に到着したのだが、今月二五日に両艦ともに横浜へむけ出航した。両艦の内の一艘で江戸へ送られることになっているスイス使節の到来に関して、追加の知らせは何も聞かなかった。Medusa号司令官宛

訓令は、日本の港では両艦共に国旗を掲揚するようにと書かれており、他方でVice Admiral Koopman号は、Medusa号到着後そのため二ヶ月だけ延長が許されたので、まずこの訓令に従い、横浜にほんの少し留まったのち長崎に帰還し、この間に到着するであろう同使節を江戸に送り届けるのがよいということになった。

私はこの機会を利用して、一八六三年一月三十一日付第四二号公文に既述のところに従い、今のところおそらくしばらくは当地「長崎」に待機しなければならぬであろう同使節を後々輸送する際に、当分彼らを江戸で接受することに幕府が難色を実際示したとしても、その際の損失もないよう居場所を確保するために、Meyman氏を横浜へ前以って赴かせることにした。

私は実際幕府に、使節は三月中には来日するはずと伝えた。しかし次のような返事を直ちに受け取った。スイストの条約を締結する完全な用意のあることは宣言された、しかし同時に、使節はしばらく長崎に留まるようにという切迫した要望がなされた、なぜなら、大君と最高幹部が都へ進発するので、当面彼らを受け入れるのに障碍が発生したからである、と。

これに対して私は今回改めて、使節の到着は恐らく五月一日以前にはないであろうと伝えたが、江戸における彼らの接遇に関する諸問題を除去するには、その遅れは十分な時間を与えるものであろうと私は期待している。

総督府の費用による出島借地を廃止するに際して、私は住人の保持する土地に対して、個々の住人が今後も支払う地代額に関して若干の問題を経験している。

私が長崎奉行に去る一月に総督府のこの決定を伝達した際に、この地代の支払いは、その他の外国人居留地におけると同様の基準のうえに

調整されるべきである、そして、総督府所有建物はこの条件で売却される筈である、と知らせたところ、同人はこれに対する全般的な難色や反対を示した。それ故三週間後同条件でこの売却が公示されると、この二四日になってようやく上記の奉行が、次のような反対をしに来た。すなわち、出島の土地はその他の外国人居留地に比べもっと価値がある、それ故地代は二〇%高く設定されて然るべきである、と。しかし真の理由は、かつての賃料なら、私が求めた基準による今の地代がもたらすものよりもっと多額になっていたはずというところにあった。それが何であれ、私は長崎奉行に、次のように回答した。彼の側からこれに対する何の難色も示されずに売却が行われた、その条件に話を戻すことは不可能である、と。そして、幕府に今度は直接この案件を持ちかけたから、それゆえ幕府は私の見方に従って直ちにこのことを決めるであろうと、私は全面的に信じている。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六三年四月日本事情報告（外務省文書三一四三号所収）

今月の大事件は、イギリス政府の名において幕府になされた、江戸イギリス公使館の警備に立っていた軍艦Rend号の二人の水兵に対して犯された一八六二年六月二六日夜の殺人事件に対し、また、横浜近郊で一八六二年九月一日のRichardson氏の殺人と他の二人のイギリス人の負傷に対し、十分な賠償がなされるべきという要求である。先月私は、横浜に刻々結集する艦隊は、これらの二つの事件に対する賠償要求に圧力を加えるためだけであり、取り敢えず深刻な何事かを目的としたものでない、となおも考えていた。しかし現在私はイギリス代理公使からの四月七日付の通告から、四月六日から計算して二十日以内に、なされた要求が満たされない場合は、Kuper提督すなわちイギリス艦隊司令官は、

提案された目的を達成するために強硬手段へ動くだろうと見ている。

今四月一五日付第一一／一五二号公文で既に述べたように、なされた要求は三ヶ条からなっている。

一、Richardsonと他の二人のイギリス人への襲撃犯の処刑

二、右の事件と水兵兩名の殺人に対する罰金として、多額の金銭的賠償

三、負傷者と死亡者の関係者に対する金銭的損害補償

なされた要求の公式の伝達は、これ以上詳細ではなく、私はアメリカ弁理公使からの半公信により、イギリス代理公使は同人に口頭で、処刑に際しては海軍士官の立会を要求し、要求総額は一三五〇〇ポンド・スターリングに上ると伝えた、と了解している。

これらの要求の第一の部分は、もし、犯人がその臣下である薩摩侯がそれに協力するつもりがないとすれば、幕府にとって実行するのは確実に困難となる。それ故、私的な情報によれば、侯自身にイギリス政府の宣言を手交するべく二艘のイギリス軍艦がその領地の首府に派遣されることになる、という強い印象を同侯に与えるためのものである。

大君はかくする間に、日本の老中から四月一日に受け取った書翰に明らかのように、陸路都へ旅立ち、同地において幕府が行う決定は確実に同地に同時に集うであろう多くの諸侯の考えにおおた依拠することになるだろう。この大君が都へ行くという公式の知らせは、しかしすべてまるごと信用することはできない。日本人の間では、大君は四月一日以前には都ではなく、大坂の強力な城に在る、という噂が少なくとも広まっております、そうしたことが真実であり、大君は開かれることになっている多くの諸侯のと会合に際して、このように都に近い場所を選んだとは考えられないわけでない、そこは彼にとつて、別の政治方針に忠実であることを既に長いこと示してきた党派のありえる攻撃から、安全な場所を提供しているのである。

このことについて何が真実であるにせよ、大君の不在、さらには老中たちの不在が公式に布告されたように、迅速な決定を回避するために確実に使われるであろう。この状況下に追い込まれたイギリス代理公使が、もともと提案されたものよりさらに長くこの期限を延期することを認めることになることは、あり得ないことではない。

なされた要求が最終的に認められなかった場合、イギリス提督がどのような強硬手段を視野に入れておられるかは、ここではまだよく判らない。

提督の許にある武力は、陸地の一部重要地を襲撃するのに十分なものと余り思われないが、岸边にそつて、特に内海の交易地に大損害をもたらすには相当十分なものである。

私はしかしながら、薩摩侯自体に対しても、幕府に対しても、同時に圧力が実行されることはありえないことではないと思う。そしてそのために琉球諸島、これは先に述べた人物に服属しているのだが、あるいはまた大坂の向こうの淡路島の占領を視野に入れていることもありえないことではないと思う。淡路島からは瀬戸内海全体が支配できる。しかし提督がどのような強制手段に決定するにせよ、おそらくその結果として日本の開港地に居留する外国人に対する何らかの復讐を恐れるべきであり、イギリス代理公使が私に知らせたところでは、そうした場合彼らの防衛の手段は、横浜にいる他国の外交官や軍艦司令官との合意に基づいて、イギリスの提督によつて企図されることとなる。

伝達手段が乏しいので、こうしたやり方についての自分の考えを私が発言するのは遅すぎた。しかし、私はなお横浜にいる王有蒸氣艦Medley号艦長に手紙を書き、起こるべき敵対行為への挑発を生んだイギリス政府の義務はまず、全体として外国人に対する安全確保を配慮することであると、彼に強く発言するように書き送った。そして、むしろその目的のために横浜に留まるよりは、特に長崎のオランダ住民の防衛のため

戻ってくることを、彼に熟慮させた。長崎にはロシア艦一艘しかおらず、同艦は大規模修理により緊急の軍役従事はできないようだった。我艦がいなくても、横浜には防衛上十分な数の軍艦が駐留していた。

その上私は、オランダ居留民に廻状で事態について周知した。このため勃発するかもしれない出来事に対して、彼らが自ら防衛することになるかもしれないからであり、更に長崎奉行には次のように連絡した。私は幕府の代理である同人に、必要な場合この港に居留する外国人に必要とされる防護策を施すよう求めるものである、と。

この状況下でスイス使節が条約締結のために来日するのは、このましくない時期であることは確かだった。使節がやがて到着するという私の通告に対して、幕府はすでにスイスと条約を締結するつもりであるとこの場でもかく私に言明しつつ、もし彼らが長崎にしばらく留まるつもりがあるのであれば、それは幕府にとって非常にありがたいこととなるう、と回答した。しかし、Humbert氏は私がこのことを伝えたと、自分はより迅速な目的の達成のため、職務上可能な限り厳格な立場に立たねばならない、という考えであった。そして四月二〇日に王有蒸気艦 Vice Admiral Koopman号で横浜へ出航した。

同人の到着に際して、まず同人の江戸での接遇が難航するのではと、私は心配している。しかし、大君の発途のあと多くの異例なことが起こっているという話なので、ひよっとすると少々遅れた位で、案件そのものは困難となるものではなく、場合によっては大君の不在が長引くことで、交渉を行う全権が横浜の彼の許に派遣されるのではと思っている。

以前私は二人のアメリカ人技師について述べた。彼らは、幕府が鉱山業のために特に採用したのだが、兩名とも現在一年が過ぎて今度は解雇され、蝦夷地以外でも鉱山を探查するという彼らの申出は聞き入れられず、既に離日した。彼らの内の一人が、長崎で私のところへやってきて、

箱館奉行が、全ての役人は、敵対事件が起こり警報が聞こえたら、箱館近辺の塹壕化された陣地に武装して集合するよう命じる布告を行った、と私に話した。このような布告は、最近、全ての外国人を日本から排斥するべしという帝から將軍に当たった命令により、そうなったことの一例であるが、現在ある程度知られている。しかし、私はこの信憑性についてはあまり信用を置いていないので、この流布の事実自体から、日本において不安感が強く漂っているが、その不安感は、秘密の煽動によって促されて、もしかすると騒乱の勃発に際して外国人居留地にも影響があるかも知れない、という結論ができる。

いままで全てが静謐だった長崎でも、こうした不安感が明らかになりつつあり、現在近隣の薩摩からくる敵意をもつかもしれない浪人についての噂が流れている、そしてイギリス領事は、イギリス軍艦の一二名の水兵からなる歩哨を家に配備せざるを得ないという考えを持った。その軍艦は日本近海の測量実行のために今月数日前から碇泊した。

しかし、もし長崎の外国人が明白な危険に脅かされているというならば、私はこの噂には何の根拠も見いだせず、数日前湾に沿った砲兵隊における占有地強化のために多くの水兵が到着したことに、その根拠を帰すものである。この一方で、より多くのカノン砲が同地にもたらされたこと、幕府の士官が夜中積載したゲベル銃を積んで肥前侯の蒸気船が港を離れたことに、誰も気づかなかったわけではなかった。

四月一八日までの最新の知らせが横浜から届いている。イギリスとフランスの外交官、そしてイギリス、フランス、オランダの軍艦の司令官が、当時、同地に居留する外国人に供与できる防衛方法の計画について会合を持った。しかし、「必要な場合は可能な限り援助を与えるために配慮することとする、日本人の攻撃の際に彼らの安全を完全に保障するには十分な実力はない、敵対状況が勃発するかもしれない場合に対する

住民の心配を減少させる強力な実力は展開していない」というのがこの会合の結論である。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六三年五月日本事情報告（外務省文書三一四三号所収）

先月の月例報告のなかで、私は、イギリス代理公使がその政府の名において幕府に提出した要求に対するもともと設定した期限は延長せざるを得ないと感じている、という想定を述べた。そしてやはり、そのための延期が一日間すなわち五月一日まで与えられた、という知らせが五月一〇日当地にやってきた。

かくする間に外国人の間では、不法な武装者、それは恐らく敵対状況勃発以前に、すでに無差別に外国人に対して攻撃を行うであろう連中だが、彼らの襲撃に対する大きな不安感と恐怖心が支配した。

この恐怖心は、特に横浜では日本の住民自身における明らかな不穏が拡大した。同地では使用人たちはそのヨーロッパ人雇い主のところから逃げだし、商人たちは全財産を持ってその地を去った。他方で幕府自らが殆どを買い占めたので食料品を入手することすら困難となった。

駐留する軍艦の司令官は、そこで、同地では水兵を上陸させることななくスloop船を配備するという手段をとった。非常の場合船舶へ難民を運ぶためである。他方でイギリスとフランスの公使館の歩哨は、外国人居留地を巡邏することとなった。

長崎でも婦人と子どもは隣の大浦に移動を始めた。一方で、旅費と食料品の潤沢さにより必需品は満たされ、商人たちとその商品を安全にもたらしした。同じころ浪人の噂も流れ、他国の領事の代理も兼ねて、私は合衆国領事と一緒に今月一日に奉行のところへ事態に関する情報を質すため赴いた。この会合の結果は、五月一二日付第一二／一七六号公文

において写を提出した報告書に詳細に述べられており、その後まもなく次のようなことになった。つまり奉行は、全ての外国人は敵対状況勃発の知らせが受け取られたら直ちに退避するように、とまとめたのである、というのは、同人はその場合外国人の安全を保証できないからである、と。この要望は、後述の三通の書翰で書面によって繰り返された。それは付属文書として写を添えて提出する。外国人保護のための手段が他にないので、オランダ人居留民は求められた要望を受け入れることに決めた。他方私自身は、進んで現場を離れるつもりはないという決意を伝えた。そして同時に、幕府自体には、この問題について書翰を認めた。これは上記の公文中に写として送られた。

しかしかくする間に奉行が外国人の安全の保証のため講じた手段が、まったく不十分であるように見えたので、オランダ人居留民は、他の外国人居留地で行われたのと同じように、出島で毎晩交互に警備に立つことに決めた。そして合い言葉が決められた。その後、横浜でも船長たちによって申し出されたのと同じように、碇泊中の商船船長全員の申し出に基づいて、スloop船が難民を乗船させるために派遣されることになった。

オランダ人居留民の状況は、しかし一三日の王有蒸気艦Vice Admiral Koopman号の到着後は改善された。同艦司令官は、中国へ向かう航海中、長崎のオランダ人の安全に対する配慮から同地を訪問し、私の要望により当面滞在することを決めた。

今度は自力で、奉行に防禦策に全力を尽くさせることができた。私は同人に書面で、上記の軍艦から出島に歩哨が出勤するだろうと知らせた。しかし、同人はそれに何の反論もしなかった。そして、奉行から次のような言明もきた。自分の最新の書翰では、避難するようにという命令口調が不正確な形で翻訳されたが、通訳St. Aulaireによる調査によって確

認されたように、日本文にはそうしたものはない、と。出島の橋に門を設けさせて、私は奉行に、オランダ人は以前の決定により帰還し、取り敢えず退避しないつもりであると、伝えた。

他国の外国人も同じ決定に至り、毎夜居留地に歩哨を備えた。他方で、停泊中のイギリス軍艦から武装スループ船が岸边に沿って配置された。

このように、今月二三日まで一二日間新たに延期することで再び延長された張りつめた期待の状況下にあった。この延期は幕府に、現在フランス政府との合意の上でイギリス政府の名においてなされた更なる提案について熟慮の時間を与えるものであった。フランス公使は、既に四月二日に幕府に言明を送ったが、それはイギリス政府によって提案された賠償要求に関する自国政府の見方がイギリス政府と同一であると断言したのであった。そして数日後、¹⁾提督の到着してから、強力な党派が大君がその支払に応じることを阻止しようとしていると確信して、イギリス代理公使と合同して自分たちの連合した武力の行使を、その党派に抗して大君を支えるべく申し出を行った。

この言明とこの申し出が行われた理由に関しては、上記の公使がオランダ神奈川駐在領事を通して、私に知らせて来た。私はその写と私の回答の写を五月二五日付第一三〇一八八号公文に同封しておいた。

大君の政権とは異なる政治的見解に従う強力な党派が存在することは、疑いのないところである。その証拠は、帝と多くの諸侯によって大君に書通され、秘密のうちに入手された書状の写し中に求めるまでもない。日本の老中はその真正さを完全に否定し、しかるべき関心をあまり持っていない。しかし、そのため申し出が受け入れられたとしても、外国の援助によりこの政権が有利になりもつと強力なるかどうかは、とても疑わしい。

かくして、江戸湾や長崎湾での新しい砲台の建設を通じて、外国人か

らこれを見る限りでは、幕府は熱心に戦争の準備をしているし、住民の間での不穏は続いていた。横浜では、イギリスとフランス側から、住民の転居が阻止され市場に食料品が供給されなかったら、敵対状況の勃発として見做されることになる、と言明されたが、五月七日の同地からの最新の情報によれば、役人の家族や裕福な商人は土地を去り、外国人を襲撃するという非常に多くの不穏な噂が流れたので、オランダ領事は外国人居留地の少しばかり外にある幕府によって自分のために建てられた建物を去るのもやむをえないと感じ、居留地内部にある住居に一時入った。貿易は同地でも長崎でも十分安定しており、商人たちは自分たちの高価な商品を停泊中の船舶に可能な限り積載した。他方で自分たちが当地に残して置かねばならない商品の目録を、場合によっては取り組むかもしれない損害賠償の請求の証拠として作成した。

こうした状況下で、国王陛下の書翰を大君に手交することは、話題にもならなかった。そして私は、その写を外国掛老中に送らせることに限定した。ただし、後に荘厳なかたちで原本を大君に呈上するつもりである、と通知した。

写

翻訳

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

神奈川に到着したイギリス軍艦の使節によって尋常ならざる要求が提案されたので、もしイギリス使節と我々の交渉が合意に到らず、私が同地から宣戦布告の知らせを受け取った場合は、当地でもイギリス人に対して戦争を実行することになる。もし貴国の商人が、戦争の起こるかもしれないところに滞まるようならば、私はそれに対してどのような混乱がおこるか予言できない。しかし役人を保護のために派遣する手段もないので、どうか、商人たちが一度ここを退避するよう取り扱って欲しい。

尊敬をもって御願います。

文久三年三月二十四日

大久保豊後守 署名

翻訳

私は、イギリスと日本との間の戦争行為によって、場合により貴下が当地から退避することに関して提案したことを熟慮した。しかし、私は貴下を安全に守るという想定ができないので、望むらくは、貴下の国民は一度当地を退避し、実際安定したら当地の滞在を維持させたい。望まれるのであれば、共に一緒になって稲佐の寺に滞在させたい。当然のことながら、私は同寺に幾人か士官を彼らを保護するために派遣しよう。ただし、その保護は十全ではなく、それ故私は再度貴下がそうしたことを再考することを御願います。

文久三年三月

大久保豊後守 署名

翻訳

もし神奈川でのイギリス人との交渉が上手く行かず、戦争の布告が受け取られることになれば、すべての貴国の船舶と人員は、上記の布告が貴下の知るところとなつてから、この時間の計算で二十四時以内に（西洋風には四十八時間以内）この湾から退去されるように。どうか、貴下はこれを理解され、貴下の商人やその他にまず命令していただきたい。重ねて尊敬をもって申し上げます。

大久保豊後守 署名

(完)

本稿は、科学研究費補助金（S）「マルチアーカイヴァル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」（研究代表者 保谷徹）、国立歴史民俗博物館共同研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討」（研究代表者 福岡万里子）の研究成果の一部である。なお、H15は、横浜総領事館文書中の草稿における記述を示す。